

社会福祉法人 丹和会 役員及び評議員費用弁償規定

第1条 定款第8条に規定する評議員及び評議員選任・解任委員及び第21条に規定する役員が、理事長の命令により社会福祉法人丹和会のために活動したときは、第2条並びに第3条の規定による費用を弁償する。

第2条 本法人の所在地若しくは特別養護老人ホーム丹波高原荘等の施設において活動した場合には、次の費用を弁償する。

- (1) 京都府船井郡内に居住する役員については、交通費 2,000 円と日当として 5,000 円、合計 7,000 円。
- (2) 前項を除く京都府下に居住する役員については、交通費 3,000 円と日当として 5,000 円、合計 8,000 円。
- (3) 京都府以外に居住する役員については、交通費 5,000 円と、日当として 5,000 円、合計 10,000 円。
- (4) 一日を通して（原則として午前9時より午後5時）活動した場合は日当として 10,000 円

第3条 前条以外の活動については、その活動にかかわる実費を勘案し理事長が決定する。

- 付則
- 1 この規定は平成3年1月1日より施行する。
 - 2 この規程は第1条を改正し平成13年4月17日より施行する。
 - 3 この規程は第2条を改正し平成29年4月1日より施行する。